

へき地等学校異動届

(年 月 日提出)

所属 属認 長印																												
任命権者 福島県 教育委員会様	勤務学校等名					所属コード																						
	職名	氏名			職員番号																							
へき地手当に準ずる手当の支給適用職員としての要件を 備えるに 欠くに至ったのでその事実を届け出ます。 (添付書類 住民票抄本 通)																												
級 別 区 分	<input type="checkbox"/> 特別地 <input type="checkbox"/> 準1級 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級					届出の事由	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6																					
異動等年月日	年 月 日		異動等前の公署名				左の級地																					
異動等前の住所							住居移転年月日																					
異動等後の住所							年 月 日																					
確認及び決定欄 (提出者は記入しないこと。)																												
住居移転の有無	有 ・ 無		左の移転年月日		年 月 日																							
支給率及び期間	4 %		年 月 日から				年 月 日																					
	2 %		年 月 日から				年 月 日																					
所属コード	職員番号		※決定事項 (電算入力事項)																									
			準ずる 手当CD	特地公署等 異動年月日				「自」年月日				「至」年月日																
				年号	年	月	日	年号	年	月	日	年号	年	月	日													
<table border="1" style="width:100%; height: 40px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																												

記入上の注意

- 1 「氏名」欄は、自署すること。
 - 2 「級別区分」欄には、へき地等学校の級地について〇印を付すこと。なお、「特別地」とは、特別の地域に所在する学校又は共同調理場をいうこと。
 - 3 「左の級地」欄は、前任の勤務公署がへき地等学校又は特地公署等に該当する場合のみ級地区分を記入すること。
 - 4 「届出の事由」欄の
 - 「1」は、へき地学校、へき地学校に準ずる学校及びこれらに準ずる特別の地域に所在する学校(それぞれの学校には共同調理場を含む。以下「へき地学校等」という。)に異動(採用を含む。)し、当該異動に伴って住居を移転した職員
 - 「2」は、職員の勤務する学校が移転したことによりへき地学校に該当することとなった場合(引き続きへき地学校に該当することとなる場合も含む。)で、当該移転に伴って住居を移転した職員
 - 「3」は、新たにへき地学校に指定された学校に在勤する職員のうち、当該指定の日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものの
 - 「4」は、退職の翌日に定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員として採用され、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地学校に指定された学校に在勤する職員で、指定の日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したのものとなるもの。ただし、5に該当する職員を除く。
 - 「5」は、退職の翌日に定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員として採用された職員で、当該採用の日の前日に1～3に該当しへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、1～3に該当しへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
 - 「6」は、職員がへき地学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した後、異動前の住居等に再び住居を移転した場合
- を示すものとし、該当する事由に〇印を付すこと。

添付書類

移転した後の住居の所在地が記載された住民票抄本(写しでもよい。)

※「給与マスター基本(修正)通知書4-3」により電算入力すること。(年 月例月入力)

決 裁 欄	上記のとおり決定してよろしいか伺います。												
	決定権者		課 員								起 案 者		
	起 案	・	・	決 裁	・	・							